

地方議会議員の被用者年金制度への加入について

地方分権の進展に伴い、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に專業化が進んでいる。一方で、最近の統一地方選挙においても、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被用者年金制度に加入して基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある年金制度とするなど、地方議会議員の年金制度に関する法整備を早急に行うよう強く要望する。

【平成 28 年 7 月 15 日 第 144 回地方行政委員会決定】